完全護憲の会ニュース 113 号

2023 年 5 月 10 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
E メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 108 回例会・勉強会の報告　P.1
別紙 1　事務局報告　P.2
別紙 2　政治の現況について　P.5

第 108 回例会・勉強会の報告

4 月 23 日、都内・新橋ばるーんで、第 108 回例会・勉強会を開催した（参加者 4 名・会員 78 名）。

例会は、川本氏を司会に、事務局報告を福田共同代表が行い＜別紙 1 ＞、とくに①シリーズ 14 号の進行状況について、②国民投票運動に関するチラシの配布先について、③合田寅彦氏を講師とする 5 月の勉強会について、説明があった。

政治の現況報告は、担当の草野委員が不調欠席のため休止し、資料＜別紙 2＞を配布した。

勉強会は、「統一地方選挙を巡る政治状況と岸田首相襲撃事件」をテーマに議論した。

議論では、「女性の議会進出は、人々に安心感を与える」「岸田内閣の進める大軍拡に対して野党の反対が弱い」「戦前の天皇制を、戦後は日米安保体制が引継ぎ、国民の意識を支配している」「岸田首相への襲撃の動機解明を、自民党の一部議員が嫌がっている」「襲撃事件の背景に日本の選挙制度があり、襲撃事件とは切り離して議論すべきだ」「被選挙権が衆院 25 歳と参院 30 歳に違いがあることに問題はないか」「18 歳からの選挙権者が 25 歳、30 歳にならなければ立候補できないことも検討課題となる」「立憲民主党がなぜ退潮しているかの分析が必要だ」「徴用工をめぐる日韓合意では、戦前の朝鮮人強制連行への反省が日本政府に欠けている」といった意見が出された。

なお、5 月の勉強会は、「私たちにとって国家とは何なのか」をテーマに、合田寅彦氏（『非戦の国防論』の著者）を講師に迎えて下記の通り開催することになりました。お気軽にご参加下さい。

テーマ：私たちにとって、そもそも国家とは何なのか――ウクライナ戦争を手掛かりに

講　師：合田寅彦氏　日本有機農業研究会会員、「NPO 囲碁国際交流の会」理事

著書『非戦の国防論 ―憲法 9 条を活かした安全保障戦略』（あけび書房、2020 年 2 月）
https://akebishobo.com/products/kenpou
『〝丸腰〟国防論』（共編著、ゆう出版、2019 年 2 月）ほか
https://boketen.seesaa.net/article/484085804.html

日　時：5 月 28 日（日）14：00～16：30

場　所：港区立生涯学習センター（ばるーん）205 学習室　定員 30 名　※憲法研究会
港区新橋 3－16—3　（JR 新橋駅烏森口より西に徒歩 3 分）
地図：https://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/toshokan/shogaigakushu/01.html
参加費：300 円（会場費）　※念のためマスクをご持参下さい。
連絡先：kanzengoken@gmail.com　電話 03-3451-5397　FAX 03-3451-5354（大西）
主　催：完全護憲の会

＜別紙 1＞　事務局報告

1）来信

朝鮮人強制動員被害者への誤まった「合意」に抗議する

米国の原爆投下の責任を問う会　3 月 18 日

かねて懸案だった日本企業と朝鮮人強制動員被害者への補償を命じた 2018 年の韓国大法院の判決は大変、画期的であった。しかるに今回の日韓政府の「合意」はまったく道理に合わないものである。

①　日本企業の不始末を関係のない韓国企業にのみ償わせるのは道理に合わない。

②　強制動員被害者の意向を無視した「合意」の結果、生存している当事者から受け入れを拒否されるという醜態を演じた。かつ、被害者遺族を「合意」を受入れるか否かで分断させるという悪影響を与えている。

③　被害者が強く求めている加害者の「謝罪」がない。

以上の理由により私人と私企業間の民事裁判で賠償を命じた大法院判決を無視した日本政府との間になされた、この度の日韓首脳会談に於ける理不尽な「合意」に対して、断固、抗議するものである。

2）来信

始まった財政経済の軍事シフト　（横浜アクションリサーチ・金子文夫）

現代の理論・社会フォーラム経済分析研究会より　4 月 15 日

ウクライナ戦争の長期化、米中対立＝「新冷戦」の激化と台湾有事の懸念、こうした背景のもと日本の軍拡を容認する世論が醸成され、財政経済の軍事シフトが急速に進行している。過去 10 年、9 条改憲をゴールにして法制度の改定、法解釈の変更が重ねられてきたが、ここにきて岸田政権の軍拡への暴走が明らかになってきた。

安保 3 文書決定から軍拡予算へ

2022 年 12 月に閣議決定された安保 3 文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）は、戦後日本の「安全保障政策」を大転換し、軍拡への道を開く画期となった。

3 文書はきわめて総合的・体系的な内容を備えており、2023 年度予算決定、その後の関連法制定を通じて具体化されつつある。

問題点を 3 点指摘したい。

第一に、「専守防衛」路線から敵基地攻撃能力保有への転換が決定的に重要だ。いわゆる「抑止力」理論によってこれが正当化されているが、外交戦略を欠いた軍事力強化は、「米中新冷戦」への日本の「参戦」、東アジアにおける際限なき軍拡競争への突入を意味するだろう。

第二に、「防衛費」の突出した増額だ。NATO 諸国並みの GDP 比 2 %への引上げが目標とされてお

り、GDP550 兆円ならば 11 兆円、2022 年度予算の 2 倍に達する。これを基準にして 2023～27 年度の 5 年間で 43 兆円の増額となる。その財源として増税と国債増発の組み合わせが不可避となろう。

第三に、軍事産業の育成だ。「国家安全保障戦略」には、「防衛生産・技術基盤の強化」「防衛装備移転の推進」が掲げられ、「国家防衛戦略」では、「防衛産業は国防を担うパートナー」と持ち上げ、その利益保証を約束している。

武器輸出規制の解除へ

戦後日本の武器輸出規制は、1967 年に佐藤首相が表明した 3 原則（共産圏、国連決議により禁止されている国、紛争当事国への輸出禁止）、1976 年に三木首相が表明したその拡大（武器輸出の原則的禁止）が長期間堅持されてきたが、2014 年、安倍政権のもとで「防衛装備移転 3 原則」へと名称変更され、紛争当事国等への禁止、日本の安全保障に資する場合は容認、目的外使用等は規制という新 3 原則へと改定された。

しかし、共同開発の場合を除き、輸出できる装備品は救難、輸送、警戒、監視、掃海の 5 分野に限定されていた。そのため、部品・構成品は別として完成品の輸出はフィリピンへの警戒管制レーダー 1 件にとどまっていた。武器輸出 3 原則以来の規制力がなお機能していたと考えられる。

経団連は 2022 年 4 月の「防衛計画の大綱に向けた提言」において、武器輸出ルールの再検討、政府による支援を要請した。

これを受けて「国家防衛戦略」には、3 原則・運用指針の見直し、官民一体での武器輸出推進のため基金の創設という方針が盛り込まれた。その具体化を目指して岸田政権は、「防衛省の装備品等開発生産基盤強化法案」を国会に上程し、広範な装備品を官民連携のもとで生産・輸出する体制を築こうとしている。

装備品の範囲を、従来抑制されてきた殺傷能力のある艦船、戦闘機などへと拡張する意見が政府・自民党内に出てきている。

ODA の変質と OSA の創設

途上国の経済社会開発を目的とする ODA も、軍事化の波をかぶっている。日本の ODA 政策は、1992 年の「政府開発援助（ODA）大綱」によって平和主義を基調とする理念が明確化され、2003 年の改定でもその基調は維持された。

ところが、安倍政権下、2015 年に大綱の名称が「開発協力大綱」へと変更されるとともに、「積極的平和主義」のもと国家安全保障戦略と関連づけられ、非軍事的目的であれば相手国の軍に対しても支援できるように扱いが変更された。

2022 年、「開発協力大綱」の改定作業が進められ、23 年 4 月に改定版の案が公表された。それによると、国家安全保障戦略の策定をふまえ、「同志国」等との連携を深めて戦略的に実施するという方針が示されている。ただし「非軍事原則」は維持されており、軍事援助には歯止めがかけられている。

しかし岸田政権は、新しい途上国支援の枠組みとして、OSA（政府安全保障能力強化支援）という軍事援助の方式を打ち出した。OSA は ODA の制約を乗り越えるべく、「同志国」の軍に防衛装備品を無償で供与する方式であり、2023 年度はすでにフィリピン、マレーシア、バングラデシュ、フィジー島への供与が予定されている。「同志国」とは、FOIP（自由で開かれたインド太平洋）の理念を共有する諸国のことのようであり、日本からみれば中国包囲網形成の意図をもつが、その定義はあいまいだ。際限なく拡大されるかもしれない。また、供与する装備品は当面、救難・輸送等、武器輸出 3 原則改訂版に沿っているが、ウクライナへの殺傷兵器供給策も視野に入っており、3 原則の見直しに対応して拡張されていく可能性が十分にある。

このように岸田政権の軍拡路線は、国内・対外の両面に渡る包括的なものであり、増税といった国内の財源問題だけに目を奪われてしまってはならないだろう。

3）当会のシリーズ 14 号「安倍政権の総括」構成案　　（6 月前の発行を予定）

タイトル（案）:『戦争前夜の様相を招いた暗黒の日々――史上最長、安倍政権の 8 年 9 カ月――』

＜経済＞アベノミクスは日本経済に「負の遺産」を残した／蜂谷隆

＜思想＞歴史修正主義の 30 年―河野談話から安倍談話へ／稲田恭明

＜報道＞安倍政権のメディア支配／稲田恭明

＜外交＞外交政策――対朝鮮半島政策を中心に／大畑龍次

＜政治＞強行採決などによる実質改憲と 6 度の国政選挙／福田玲三

＜社会＞政治の私物化と嘘の蔓延、その先にあった死／柳澤　修

＜資料＞年表／鹿島孝夫

4）当会の提言について

「9 条変えない　緊急事態条項 NO!」の国民投票運動/中央団体立ち上げと国民的護憲運動の展開を！

上記タイトルの提言のチラシを作成し、関係個所への配布を準備中。（当会ニュース 111 号既報）

5）5 月の勉強会について

5 月の勉強会は合田寅彦氏（『〝丸腰、国防論』の筆者）を講師として開催する。

演題は「私たちにとって国家とは何なのか」。

6）集会の案内

◇週刊金曜日 東京南部読者会

・5 月 26 日（金）18：00~20：30

・大田区消費者生活センター第 4 集会室（JR「蒲田駅」東口 5 分）

◇第 35 回憲法フェスティバル『今、あらためて民主主義』

・2023 年 5 月 27 日（土）13：00 開演

・ニッショーホール（旧ヤクルトホール）　新橋駅より徒歩 3 分

・出演者：安田菜津紀　講演『紛争地、被災地に生きる人々の声～取材から見えてきたこと』

神田香織　講談『哀しみの母子像』

伊藤千尋　講演『一人ひとりの声で社会を変える』

・参加費：前売 1800 円（当日 2300 円）　大学生・障害者・付添人 1000 円、高校生以下無料

・手話通訳あり。保育室あり。

http://www.kenfes.com/files/KenpouFestival2023-2.pdf

7）当面の日程

第 109 回例会・勉強会	5 月 28 日(日)13:30～16:30	新橋ばるーん 205 学習室
第 111 回運営委員会	6 月 3 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室
第 110 回例会・勉強会	6 月 25 日(日)13:30～16:30	豊岡いきいきプラザ集会室 B
第 112 回運営委員会	7 月 1 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ集会室 B

第 111 回例会・勉強会	7 月 23 日(日)13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室 B
第 113 回運営委員会	7 月 29 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ講習室

＜別紙 2＞　政治の現況について

（1）主なニュース一覧（2023/3/21－4/20）

＊岸田首相、ウクライナを電撃訪問（2023/3/21）
＊生活保護の減額決定を取り消し　賠償請求は棄却　和歌山地裁判決（2023/3/24）
＊過去最大の総額 114 兆 3812 億円の新年度予算が参院本会議で可決、成立（2023/3/28）
＊維新、国民民主、「有志の会」が改憲条文案を発表（2023/3/30）
＊日中外相会談が北京で始まる　拘束された邦人の早期解放求める方針（2023/4/2）
＊防衛装備移転三原則の運用緩和検討へ　今月下旬にも自公が議論開始（2023/4/4）
＊維新が立憲との「共闘」凍結　小西議員の発言で「信頼損なわれた」（2023/4/6）
＊黒田日銀総裁「緩和は適切だった」　歴代最長、10 年の任期終え退任（2023/4/7）
＊維新、道府県議選で議席 4 倍超に　自公は前回並み　統一地方選前半戦（2023/4/10）
＊広島サミットに向けて NGO が首相に提言　被爆者から核廃絶で注文（2023/4/12）
＊衆院憲法審で 9 条議論　自民と維新、自衛隊明記を主張（2023/4/13）
＊健康保険証廃止へ、マイナ法案が審議入り　高齢者施設の 6 割「反対」（2023/4/14）
＊生活保護の減額決定、取り消し認めず　受給者ら逆転敗訴　大阪高裁（2023/4/14）
＊岸田首相演説会場に爆発物による襲撃事件発生（2023/4/15）
＊日韓、5 年ぶりに安全保障対話　関係改善受け「未来志向的に発展」（2023/4/17）
＊学術会議法改正案の提出見送り　政府、理解なき決定は「決裂招く」（2023/4/20）

（2） 新聞社説、ニュース記事

① **朝日新聞デジタル**　2023 年 3 月 24 日　　ニュース記事

生活保護の減額決定を取り消し　賠償請求は棄却　和歌山地裁判決

国が生活保護の基準額を引き下げたのは、生存権を保障した憲法 25 条に違反するなどとして、和歌山市の受給者が、国や市に減額決定の取り消しや損害賠償を求めた訴訟の判決が 24 日、和歌山地裁であった。高橋綾子裁判長は減額決定を取り消した。一方、賠償請求は棄却した。

同種訴訟は全国 29 地裁で起こされ、判決は 16 件目。大阪、熊本、東京、横浜、宮崎、青森の 6 地裁に続いて減額決定を取り消した。

国は 2013～15 年、生活保護費のうち食費など生活費にあたる「生活扶助」の基準額を改定。一般世帯の消費実態に比べて高額だとして 3 年間で平均 6・5%、最大で 10%、総額 670 億円を削減した。

原告側は、基準額の引き下げについて「『健康で文化的な生活』を侵害する」と主張。基準改定の手続きについて「データや算定手法に恣意（しい）的な選択があり、判断過程に欠落がある」などとして、裁量権の逸脱にあたると訴えていた。

一方、被告側は「最低限度の生活は、その時々の国民生活などとの相関関係で決定されるべきものだ」と反論。「国の財政事情を無視できず、政策的判断を必要とするものであり、政策的な見地から裁量権が認められる」などとして、請求を退けるよう求めていた。（高田純一）

② **朝日新聞デジタル**　2023 年 3 月 28 日　　ニュース記事

過去最大 114 兆円の新年度予算成立　首相の解散判断が今後焦点に

過去最大の総額 114 兆 3812 億円の新年度予算が 28 日、参院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立した。今後、政府・与党は衆参五つの補欠選挙や、日本が議長国として 5 月に広島で開く主要 7 カ国首脳会議（G7 サミット）に注力する構えだ。

過去最大は 11 年連続。従来方針から大転換した防衛力強化などで、歳出が前年度当初予算より 6 兆 7848 億円増えた。防衛費は敵基地攻撃能力（反撃能力）関連経費などで破格の 1 兆 4214 億円増え、6 兆 8219 億円となった。

政権は防衛費確保に向けて将来増税する方針のため、昨年は予算に異例の賛成をした国民民主党が反対に回った。立憲民主、日本維新の会、共産などの主要野党もそろって反対した。今後は衆院解散・総選挙も見据え、野党間で共闘態勢が作れるかが問われる。

③ **朝日新聞デジタル**　2023 年 4 月 2 日　　ニュース記事

日中外相会談が北京で始まる　拘束された邦人の早期解放求める方針

林芳正外相と中国の秦剛（チンカン）国務委員兼外相の会談が 2 日午前、北京市内の釣魚台国賓館で始まった。林氏は、北京で拘束された日本の製薬大手・アステラス製薬の社員の早期解放を要求。ウクライナ侵攻を続けるロシアとの連携を強める中国を牽制（けんせい）するとともに、沖縄県尖閣諸島周辺などで軍事活動を活発化させていることにも深刻な懸念を表明する見通しだ。

会談の冒頭、秦氏は今年は日中平和友好条約締結 45 周年にあたると指摘し、「現在、両国関係のバトンは我々の世代の手に渡り、我々は歴史と人民に恥じることない正しい選択をすべきだ」と述べた。その上で、「私は林外相とともに条約の精神を振り返り、交流と意思疎通を強めて、両国が妨害を取り除き、困難を乗り越えて前進するよう推し進めていきたい」と語った。

これに対し、林氏は「現在、日中関係には様々な可能性があるが、同時に数多くの課題や深刻な懸案に直面をしており、非常に重要な局面にある」との認識を示した。「日中両国は、地域および国際社会の平和と繁栄に共に重要な責任を有する大国でもある」とし、「両国の外交責任者として、議論すべきことは数多い。率直なやりとりを行いたい」と語った。

日本の外相の中国訪問は 2019 年 12 月の茂木敏充氏以来、約 3 年 3 カ月ぶり。昨年 11 月の岸田文雄首相と習近平（シーチンピン）国家主席との首脳会談で、首脳レベルを含め、あらゆるレベルで緊密に意思疎通を図ることを確認。「建設的かつ安定的な関係」の構築をめざし、林氏の訪中が実現した。（以下略）

④ **朝日新聞デジタル**　2023 年 4 月 4 日　　ニュース記事

防衛装備移転三原則の運用緩和検討へ　今月下旬にも自公が議論開始

自民党と公明党は今月下旬にも「防衛装備移転三原則」とその運用指針見直しをめぐる実務者協議を始める。自民側は 5 月に広島で開かれる主要 7 カ国首脳会議（G7 サミット）を見据えて議論を進めたい考え。一方、公明の山口那津男代表は 4 日の記者会見で「時間的なメドを決めてやる議論ではない」としている。

見直しは、政府が昨年 12 月に改定した安全保障関連 3 文書に明記された。統一地方選と衆参 5 補欠選挙が終わる今月 23 日以降に初会合を開く方向で調整を進める。（以下略）

⑤ **朝日新聞デジタル**　2023 年 4 月 5 日　　ニュース記事

「同志国」に防衛装備品提供へ　ODA 対象外の軍支援に踏み出す方針

政府は 5 日、外交目的などを共有する「同志国」の軍に防衛装備品などを提供する新たな枠組み「政府安全保障能力強化支援（OSA)」を導入することを決めた。同志国の安保能力を強化することで、日本にとって望ましい安保環境をつくるのがねらい。これまでの政府の途上国援助（ODA）では対象外だった軍の支援に踏み出す。

また、ODA の基本方針を示す「開発協力大綱」の改定案も発表。外交の最も重要なツールの一つとして、いっそう効果的、戦略的に活用するという考えを打ち出した。

OSA の導入と、ODA の戦略的な活用は、政府が昨年 12 月に改定した国家安全保障戦略に盛り込まれていた。ロシアのウクライナ侵攻や中国の軍事的な台頭を踏まえ、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋（FOIP)」の実現に向けた取り組みの一環として位置づけられている。

OSA の実施方針は、5 日の国家安全保障会議（NSC）の 9 大臣会合で決定した。OSA は ODA とは別の枠組みで、日本にとって、安保上の能力強化を支援する意義がある国の軍などに役立つ協力を行う。無償資金協力であることから、原則として途上国を対象とするとした。(以下略)

⑥　朝日新聞デジタル　2023 年 4 月 6 日　　ニュース記事

維新が立憲との「共闘」凍結　小西議員の発言で「信頼損なわれた」

立憲民主党の小西洋之参院議員が衆院憲法審査会について「毎週開催はサルがやること」などと述べたことを受けて、国会対応で「共闘」している日本維新の会の馬場伸幸代表は 6 日、「(立憲との）協調は当面の間、凍結する」と述べた。立憲は既に参院憲法審の野党筆頭幹事から小西氏を更迭したが、発言問題は野党間の関係に影響が出るなど、尾を引いている。

国会内で記者団の質問に答えた。馬場氏は、立憲側から謝罪を受けたと説明した一方、小西氏の言動などから「申し訳ないという気持ちがあるのか全く分からない。むしろ、『ない』と判断している」と指摘。衆院憲法審の幹事会に小西氏を呼び、説明と謝罪を求める考えを示した。

維新はこれまで、野党第 1 党の立憲と法案を共同提出するなど連携してきた経緯がある。だが、馬場氏は「政策部分における信頼関係は完全に損なわれている」として、立憲の対応次第では「今後、政策協議はできないという状況が続く」と説明した。(以下略)

⑦　朝日新聞デジタル　2023 年 4 月 10 日　　ニュース記事

維新、道府県議選で議席 4 倍超に　自公は前回並み　統一地方選前半戦

第 20 回統一地方選の前半戦は 10 日、開票結果が出そろった。道府県議選では、日本維新の会が各地で議席を伸ばした。前回 2019 年と比べると、自民党、公明党は前回並みの議席を維持。立憲民主党は議席を増やした。共産党、国民民主党は議席を減らした。

維新は兵庫や奈良などの県議選で大幅に議席を増やし、大阪をのぞく近畿 1 府 4 県で計 50 議席を獲得。近畿以外でも神奈川や福岡などで初めて議席を得るなどし、全国では前回の 16 議席から 4 倍超の 69 議席に増やした。大阪府知事選・大阪市長選の「ダブル選」を制した「大阪維新の会」も、大阪府議選（定数 79）で 55 議席を獲得。大阪市議選（定数 81）では 46 議席を得て初の過半数となった。

維新の得票率は 0・99%から 6 倍超の 6・04%に伸びた。大阪維新の会（5・97%）と合わせた道府県議選の得票率は、立憲（10・38%）を上回った。

（以下略）

⑧　**朝日新聞デジタル**　2023 年 4 月 12 日　　ニュース記事

広島サミットに向けて NGO が首相に提言　被爆者から核廃絶で注文

5 月に広島市で開く主要 7 カ国首脳会議（G7 サミット）に向けて、日本や各国の NGO でつくるグループ「C7」が首相官邸を訪れ、核兵器廃絶や人道支援などの政策についての提言書を岸田文雄首相に手渡した。首相がサミットのテーマに「核兵器なき世界」を掲げていることについて、被爆者代表が「核兵器廃絶は難題だが、命をかけて歴史に残るサミットにしてください」と申し入れた。

「C7」には環境や人権、平和に取り組む NGO が参加。広島被爆者団体連絡会議の田中聰司事務局長は首相に対し、「核兵器なき世界」実現への具体的な道筋を示す▽広島の原爆慰霊碑の碑文「過ちは繰返しませぬから」の意味を各国首脳に説明する▽核兵器禁止条約に盛り込まれた「世界の核被害者の援助」への賛同表明――の 3 点を要望したという。

田中さんは記者会見で「日本にとって核兵器禁止条約の批准が難しくても、核被害者援助への賛同は、岸田首相がいう人道主義の立場からみてもすぐにできるはずだ」と語った。（編集委員・北野隆一）

⑧　**毎日新聞**　2023 年 4 月 13 日　　ニュース記事

衆院憲法審で 9 条議論　自民と維新、自衛隊明記を主張

衆院憲法審査会は 13 日、自由討議を行い、自民党と日本維新の会が自衛隊を明記する 9 条改正を訴えたが、立憲民主党と共産党はこれに反対した。公明党と国民民主党は、9 条以外に自衛隊を明記する改憲案を提起した。

自民、維新は 9 条 1 項（戦争放棄）、2 項（戦力不保持）を残しつつ、自衛隊を明記する独自の憲法改正条文案をそれぞれまとめている。自民の新藤義孝与党筆頭幹事は条文案を説明した上で「自民が提案している国防規定と、自衛隊を明記する 9 条改正案は占領下で制定された憲法の欠落を補うものだ」と述べた。維新の岩谷良平氏も「自衛隊違憲論を解消すべきだ」と訴えた。

公明の浜地雅一氏は「自衛隊違憲論を払拭（ふっしょく）するために憲法上明記するという議論ではなく、民主的統制の観点から憲法上に書き込むべきだ」と述べ、首相や内閣の職務を規定した 72 条や 73 条に自衛隊への民主的統制を書き加える案を示した。

国民民主の玉木雄一郎代表も自民や維新の改憲案について「憲法改正しても違憲論に終止符を打つことが達成できず、労多くして益少なしの改正になってしまう」と述べ、内閣について規定する 5 章の条文のいずれかに自衛隊を明記する案を提案した。

これに対し、立憲の中川正春野党筆頭幹事は「自衛隊の明記は必要ないのではないか」と主張し、共産の赤嶺政賢氏も「共産は 9 条を断固として守り抜くという立場には変わりがない」として反対した。【加藤明子】

⑨　**東京新聞**　2023 年 4 月 13 日　　ニュース記事

自衛隊 9 条明記　自民は必要「法体系が完成」　立民は不要「国民は役割理解」　衆院憲法審

衆院憲法審は 13 日、憲法 9 条や安全保障政策を中心に討議した。自民党や日本維新の会は 9 条への自衛隊明記が必要だと主張したが、公明党は 9 条ではなく、首相や内閣の事務などを定める 72 条や 73 条を軸に検討する課題だと訴えた。立憲民主党は改憲の必要がないという認識を示し、合憲性に疑義が残る敵基地攻撃能力（反撃能力）保有などの議論を要求した。

自民の新藤義孝氏は「国防規定と自衛隊を憲法に明記することは、憲法を頂点とした法体系を完成させることを意味する。防衛政策の内容や性質に変更をもたらすものではない」と説明。戦力不保持

を定めた 9 条 2 項の削除については「国民の議論は現時点では深まっていない」と語った。日本維新の会の岩谷良平氏も 9 条への自衛隊明記を支持した。

公明の浜地雅一氏は「自衛隊違憲論を払拭するための自衛隊明記という議論ではなく、民主的統制の観点から憲法に書き込むべきだ」と指摘。シビリアンコントロール（文民統制）をより徹底する観点から、72 条や 73 条で内閣の指揮監督が及ぶ行政組織に位置づけることも一案だと唱えた。国民民主党の玉木雄一郎氏も、首相の職務を規定する条文への自衛隊明記を唱えた。

立民の中川正春氏は「自衛隊は合憲で、役割と必要性は国民に十分に理解されている」として改憲に反対。政府が昨年 12 月に決めた敵基地攻撃能力保有や防衛力倍増方針について、憲法との関係を議論すべきだとした。共産の赤嶺政賢氏は「憲法を踏みにじり、大軍拡を推し進めることは絶対に許されない」と、岸田政権の姿勢を批判した。（佐藤裕介）

◇　　◇

13 日の衆院憲法審査会での発言の要旨は次の通り。

◆各会派代表の意見

新藤義孝氏（自民）自衛隊を憲法に明記することは、防衛政策の内容や性質に変更をもたらさない。大前提は平和主義の原理を受け継いでいくことで（戦力不保持を定める）2 項削除に国民の議論は深まっていない。安全保障における「必要最小限度」は相対的な概念で、具体的内容は平和安全法制や防衛三文書などの関連政策や防衛予算の国会論戦を通じ整理される。

中川正春氏（立憲民主）自衛隊の明記は必要ない。現状で自衛隊は合憲。その役割と必要性について国民に十分理解されている。現在、最重要だと思われる論点は、自衛隊の運用が、専守防衛、必要最小限度の自衛力、集団的自衛権の禁止という規範をなし崩し的に超えてきている事実だ。これまでの規範を大切にし、現実の安保政策をこの範囲に収めるべきだ。

岩谷良平氏（維新）自衛隊を解釈によるのではなく、憲法に明確に位置付けて合憲とするべきだ。維新は 9 条 1 項 2 項を維持し、新設する 9 条の 2 で「前条の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛のための実力組織としての自衛隊を保持する」と規定すべきと考える。自衛隊違憲論を解消すべきとの趣旨は自民案も同様だと理解している。

浜地雅一氏（公明）9 条 1 項 2 項は堅持すべきだ。一部にある自衛隊違憲論を払拭するために憲法上明記するという議論ではなく、わが国最大の実力組織である自衛隊に対する民主的統制の観点から、憲法価値を高めていく意味でふさわしい書きぶりを求めていくべきだ。憲法 72 条、73 条の内閣の職務として書き込んでいくことも考えられる。

玉木雄一郎氏（国民民主）仮に自衛権の範囲は解釈に委ねるとして、自衛隊の違憲性の否定とシビリアンコントロールの明確化のみを改憲の目的とするのであれば、憲法の内閣の章に「必要な自衛の措置を取るための実力組織として、法律の定めるところにより内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」という規定を設けた方が、目的に合致する。

赤嶺政賢氏（共産）岸田政権は軍拡財源のために建設公債を発行する。過去の戦争の教訓を全く省みないものだ。日本は先の大戦で戦費調達のため、大量の公債を発行して軍備を増強。国家財政、国民生活を破綻に追い込みながら侵略戦争に突き進んだ。この反省から財政法 4 条は公債の発行を原則禁止している。憲法 9 条を具体化したもので重く受け止めるべきだ。

北神圭朗氏（有志の会）自衛権の制約は国際法上、武力行使以外に自衛の手段がない「必要性」の原則と、受けた攻撃に対して均衡の取れた形で武力行使する「均衡性」の原則が確立されている。反撃能力もここに入る。どの兵器は許され、どの兵器は許されないという非現実的な制約は国際法上求め

られていない。国際状況に応じて柔軟な解釈をするのが現実的だ。

◆各委員の発言

越智隆雄氏（自民）改憲原案は、各党が条文案を持ち寄るのではなく、審査会で論点が整理されていく中で徐々に作り上げられていく。わが党の自衛隊明記案も、あくまで考え方を提示しているにすぎない。

谷田川元氏（立民）国会機能の維持にこだわるのであれば、国会機能を不全にする、時の政権による恣意（しい）的な衆院解散についてなぜ議論しないのか。この問題は常に生じる。先に議論するのが筋だ。

小野泰輔氏（維新）緊急事態時の選挙困難事態の認定において、立法府の歯止めが利かなくなることについて、その可能性を想定し、(司法の関与など) 制度上の手当てをしていくことが議員の責務だ。

北側一雄氏（公明）参院の緊急集会による意思決定は、二院制の例外として憲法上、暫定的な措置と位置付けられる。最大 70 日間を想定し、緊急の必要があるときは、内閣は緊急集会の開催を求められる。

吉田宣弘氏（公明）自民、維新、国民、有志の会から（緊急事態条項の）具体的な文言が示され、公明の幹事も意見表明で具体的な文言を提示している。(条文の) 文言の検討を行うべき段階に来ている。

熊田裕通氏（自民）国民にとって、自衛隊と 9 条の関係がわかりやすいとは言えない。条文を読むだけで理解できず、説明が必要とされることはあってはならない。どう解消するか。それが自衛隊の明記だ。

大島敦氏 (立民) 憲法改正論議に当たっては、国民の各層全体を代表する立場であることを自覚し、個々の議員がよく考え、よく悩むことが欠かせない。憲法改正原案の採決には党議拘束を外すべきだ。

⑩　朝日新聞デジタル　2023 年 4 月 14 日　　ニュース記事

健康保険証廃止へ、マイナ法案が審議入り　高齢者施設の 6 割「反対」

現行の健康保険証の廃止などを盛り込んだマイナンバー法など関連法改正案が 14 日、衆院本会議で審議入りした。政府はマイナンバーカードの利用拡大に向けてマイナ保険証への一本化をめざすが、2024 年秋の保険証廃止に対しては懸念の声が高まっている。野党からは法案の見直しを求める指摘が相次いだ。

この日の衆院本会議で、立憲民主党は「今回の改正は強引に過ぎ、(制度への) 不信感をさらに強めることにならないか」(坂本祐之輔氏) と慎重な議論を求めた。さらに共産党は「保険証の廃止は国民皆保険制度を揺るがす」(塩川鉄也氏) と撤回を迫った。

一方で行政のデジタル化を進める観点から、日本維新の会は「政府の動きは鈍いと言わざるを得ない」(中司宏氏) と指摘。カード取得は任意という建前を崩さない政府に対し、早期の義務化を求めた。

政府側は改めてマイナカード取得のメリットを強調した。カードを取得しない人には「本人の申請に基づき（被保険者であることの）資格確認書を発行する」(加藤勝信厚生労働相) という従来の説明を繰り返した。

保険証の廃止により、医療現場や高齢者福祉施設では混乱が予想される。

医師らでつくる全国保険医団体連合会が3～4月に全国の高齢者施設・介護施設に対して実施したアンケートでは、回答のあった1219施設のうち、6割近くが保険証の廃止に反対した。（以下略）

⑪　**朝日新聞デジタル**　2023年4月14日　　ニュース記事

生活保護の減額決定、取り消し認めず　受給者ら逆転敗訴　大阪高裁

国が生活保護基準額を2013～15年に大幅に引き下げた改定は、生存権を保障した憲法25条などに違反するとして、大阪府内の生活保護受給者らが、保護費を減額した自治体の決定の取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決が14日、大阪高裁であった。山田明裁判長は、減額を違法とした一審・大阪地裁判決を取り消し、原告側の請求を退ける逆転判断を示した。

原告側弁護団によると、全国29地裁で起こされた同種訴訟で、高裁判決が出るのは初めて。13日までに出た地裁判決19件のうち、9件は減額決定を取り消し、10件は請求を棄却しており、判断が分かれている。

一連の訴訟では、国が「08～11年の物価下落率を反映する」などとして食費や光熱費といった日常の生活費にあたる生活扶助の基準額を最大10%引き下げたことが厚生労働相の裁量権の範囲かが主に争われた。

21年2月の一審・大阪地裁判決は、原油価格が高騰した08年を物価下落率の起点としており、「合理性や専門的知見との整合性を欠く」と指摘。生活保護世帯があまり支出しないテレビやパソコンなどの物価変動を大きく反映した点も「判断過程や手続きに過誤・欠落がある」として裁量権の逸脱にあたると認め、減額決定を取り消した。

一方、原告らが国に1人あたり1万円の支払いを求めた慰謝料については、減額決定を取り消すことで損害は回復されるなどと判断し、請求を棄却。自治体側と原告側がそれぞれ控訴していた。

（森下裕介）

⑫　**朝日新聞デジタル**　2023年4月17日　　ニュース記事

日韓、5年ぶりに安全保障対話　関係改善受け「未来志向的に発展」

日韓の外務・防衛当局の高官が安全保障政策を話し合う「日韓安全保障対話」が17日、ソウルで開かれた。関係の悪化によって途絶えていた枠組みで、関係改善が大きく進んだ3月の首脳会談での合意に基づいて5年ぶりに再開された。

元徴用工10人の遺族、「解決策」支給金受け取りへ　残る5人は拒否

日本外務省によると、両国は、弾道ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮への対応やインド太平洋地域などでの「日韓、日米韓協力の強化」について意見交換をした。韓国外交省は「安保協力を未来志向的に発展させていくことで一致した」としている。日本の防衛省によると、韓国海軍の駆逐艦による自衛隊機への火器管制レーダーの照射問題についても議論したという。

日韓安保対話は2018年3月に開かれた後、元徴用工の訴訟をめぐる問題などで関係が悪化したため、途絶えていた。今年3月の日韓首脳会談以降、韓国政府が破棄を通告していた日韓の「軍事情報包括保護協定」（GSOMIA（ジーソミア））を「正常化」させるなど、安保協力の枠組みも復活。17日には北朝鮮の弾道ミサイルへの対応を想定し、日本海で日米韓のイージス艦が参加する訓練も実施された。

今回の安保対話には、日本側から船越健裕・外務省アジア大洋州局長、安藤敦史・防衛省防衛政策局次長ら、韓国側から徐旻廷（ソミンジョン）・外交省アジア太平洋局長、禹慶錫（ウギョンソク）・国

防省国際政策次長らが参加した。（太田成美=ソウル、田嶋慶彦）

◆当会への入会ご案内（会費は無料）　参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書　No.＿＿＿＿＿＿

氏　　名	
ふ　り　が　な	
入 会 年 月 日	２０　　年　　月　　日
メールアドレス	
住　　所	〒
電　話　番　号	
入会金（1000 円）	□支払い済み　　□未払い

目次に戻る